



消費者トラブルに注意!!



未成年者の場合、契約には親の同意が必要です。もし、親の同意を得ずに契約した場合には、「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約できるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなります。

契約の知識や社会経験が乏しく、契約に慣れていない18歳、19歳の消費者トラブルが心配されています。契約や買い物はしっかりと考えてからおこないましょう。

こんなトラブルに注意



ちょっと待って!

1 定期購入



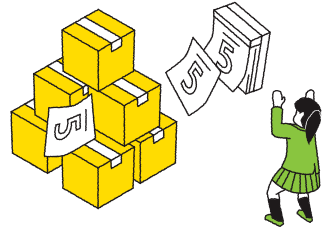
事例

動画投稿サイトの広告を見てお試し300円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送連絡があり、4か月分まとめて4万円の請求があった。



アドバイス

- 契約内容をしっかり確認しましょう!(1回?継続?)
- 解約条件をしっかりと確認しましょう!(解約方法など)
- 証拠を残すため事業者と連絡した記録を残しましょう!



2 美容医療



事例

美容外科クリニックで施術を受けたが、顔全体が内出血を起こし腫れが引かず、生活に支障が出た。



アドバイス

- 使用する薬などがどのようなものか、自分でも説明できるよう確認しましょう!
- 効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得した上で自分で選択しましょう!
- ほかの方法や選択肢の説明も受け、自分で選択しましょう!
- その美容医療は「今すぐ」必要?最後にもう一度、確認しましょう!

3 もうけ話(情報商材、マルチ商法、暗号資産等)



事例1

先輩の知り合いに「簡単にもうかる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる情報を記載した90万円の情報商材を契約したが、全くもうからない。その後、友人を誘えばボーナスが入ると言われた。



事例2

マッチングアプリで知り合った人から暗号資産の投資をすると絶対もうかると誘われて投資をしたが、出金できなくなった。



アドバイス

- 怪しい話は、はっきり断りましょう!
- 投資には必ずリスクがあります(価格が変動し損をする可能性があります)!
- クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない!
- 被害者の立場から、加害者に(友達を失うこと)になってしまうことも!
- 暗号資産で投資をする場合は、取引先の業者が無登録の暗号資産交換業者等でないか確認しましょう!

契約や買い物で「困ったな」と思ったら相談を!

消費者生活相談窓口
全国共通の「消費者ホットライン」

☎ 局番なしの **188**(いやや)

大崎町 消費生活相談窓口(役場企画調整課商工振興係内)

☎ **476-1111**(内線229)

月~金 8:30~17:15 祝日、年末年始を除く